

令和6年度公共政策学教育部修了者各位

北海道大学は、令和7年3月25日に令和5年度学位記授与式の挙行を予定しています。

詳細については、本学 HP をご確認ください。

(<https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/gakui/gakui.html>)

修了者は、**全員必ず**次のとおり対応してください。

1. 学位記等の交付について

学位記等は、**【3月25日(火)】**に HOPS 院長室前で院長より手交します。

※レターパックプラス(日本国内)での郵送をご希望の場合は、法学部教務担当(kyomu@juris.hokudai.ac.jp)にメールで「郵便番号・住所・宛名」を連絡してください。

3月27日(木)以降に発送します。

※EMS(外国)での郵送をご希望の場合は、必ず窓口にて EMS 伝票を記載してください。

3月27日(木)以降に発送します。

2. 各種証明書について【申込締切：3月5日(水) 17時まで】

修了証明書・成績証明書(和文)を1通ずつ、学位記とともにお渡しします。

2通以上または英文証明書を希望する場合は、以下のフォームから申し込んでください。

<https://forms.gle/9mgosgpeXwQzCoo87>



3. 各種調査への回答について【回答締切：3月26日(水)】

それぞれ、以下のフォームから回答してください。

① 修了時アンケート(全員対応必須)

<https://forms.gle/ouc22EPFXyDjd83g6>



② 修了後の進路調査(未回答及び変更がある者のみ対応必須)

<https://forms.gle/hqEuBVITZVPpIaUQA>



③ 修了後の連絡先調査(全員対応必須)

<https://forms.gle/hfjo7bVKC3ij6gHi7>



4. コピーカード、学生証の返却について【返却期限：3月26日(水)】

■コピーカードは、期限までに法学部教務担当まで返却してください(窓口または郵送)。

学生証は、別添「学生証の返却について」を確認してください。

学生証に生協組合員証機能を有している場合は、生協組合員の脱退手続きを学位記授与式前までに完了させ、法学部窓口へ返却してください。

【郵送の場合】 〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学法学部教務担当

事情により学生証の返却が難しい場合は、必ず自身で**破砕処理(ハサミで裁断する等)**してください。

5. ロッカーキーの返却について

■院生協議会へご返却ください。詳細は、院生協議会より別途ご案内します。

令和7年3月に法学部・公共政策大学院を卒業・修了する方は、以下の方法により学生証を返却してください。

＜ＩＣカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生＞

学位記と引き換えに、法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

＜ＩＣカード学生証に生協組合員証機能を有している学生＞

（１）卒業（修了）後、引き続き本学に在学しない場合

学位記授与式前までに組合員の脱退手続きを行い、学位記へ学生証を返却してください。

※学位記授与式後も北大生協を利用する場合は、脱退手続き後に必ず法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

脱退手順方法

- ・北大生協 Web ページ内、「脱退手続きフォーム」によるオンライン手続き（留学生は除く）
- ・留学生の皆様は、2月3日（月）以降、下記窓口にて手続き

（２）卒業・修了後、引き続き本学に在学する場合

①非正規生（研究生等）で大学に残る場合

正規学生から非正規生に身分変更となるため、学位記授与式前までに変更手続きを行い、学位記を受け取り次第、法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

学生証返却後は、大学生協アプリにて電子決済を利用してください。

※学位記授与後も変更手続きを行っていない場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

旧学生証は、変更手続き後に必ず法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

②引き続き本学修士課程及び博士後期課程に進学する場合

卒業（修了）後も、新学生証が配付されるまでは、「北大生協組合員証」として利用できます。

組合員の所属変更手続きを行い、新しい学生証を受け取り次第、旧学生証を速やかに法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

※学位記授与式後も入退室等で学生証を使用する場合は、使用後、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

変更手順方法

- ・北大生協 Web ページ内、「変更連絡オンラインフォーム」によるオンライン手続き または
- ・大学生協アプリ内「univcoop マイポータル」から自身で変更手続き

生協組合員の脱退および変更手続き窓口・問い合わせ先

共済・組合員センター 〒060-0808 札幌市北区北8条西8丁目クラーク会館内

TEL011-726-0442 営業時間（平日） 10:00～17:00 または

北大生協水産学部店 〒041-0821 函館市港町3丁目1

TEL0138-41-3109 営業時間（平日） 11:00～13:30

詳細はこちら ⇒ <https://www.hokkaido-univcoop.jp/hokudai/graduation/dattai.html>



令和7年2月6日

法学部・公共政策大学院 教務担当

退学時における学生証の返却について

退学に際して、以下の方法により学生証を返却してください。

< I Cカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生 >

- ① 学生証は、退学願提出の際に回収しますので、必ず持参してください。
- ② 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を提出する場合は、学生証も必ず同封の上、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。
- ③ 退学予定日まで学生証を使用する予定がある場合は、その旨を法学部（公共政策大学院）教務担当へ申し出の上、使用後速やかに法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

< I Cカード学生証に生協組合員証機能を有している学生 >

- ① 法学部（公共政策大学院）で退学手続き後に、組合員の脱退手続きが必要です。脱退手続き完了後、法学部（公共政策大学院）教務担当へ学生証を返却してください。

脱退手続き方法

- ・2月3日（月）以降、下記窓口にて手続き

- ② 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を送付する場合は、学生証も必ず同封の上、法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。なお、北大生協の脱退手続き等については、直接北大生協にお問い合わせください。
- ③ 退学年月日まで学生証を使用する場合、その旨を法学部（公共政策大学院）教務担当へ申し出の上、使用後法学部（公共政策大学院）教務担当へ返却してください。

生協組合員の脱退および変更手続き窓口・問い合わせ先

共済・組合員センター 〒060-0808 札幌市北区北8条西8丁目クラーク会館内

TEL011-726-0442 営業時間（平日） 10:00～17:00 または

北大生協水産学部店 〒041-0821 函館市港町3丁目1

TEL0138-41-3109 営業時間（平日） 11:00～13:30

詳細はこちら ⇒ <https://www.hokkaido-univcoop.jp/hokudai/graduation/dattai.html>



令和7年2月6日
法学部・公共政策大学院 教務担当